

平成28年5月18日14時発表

総務局
教育庁

平成28年熊本地震への都の対応（第42報）

＜被災地から都立学校に受入れた生徒への支援について＞

平成28年4月14日に発生した熊本地震に被災したことに伴い、都内に転居することとなった、高等学校（中高一貫教育校を含む。）、特別支援学校幼稚部又は高等部に通学する生徒等から、都立学校への転籍の希望があった場合、各都立学校において、平成28年度中の転学を受け入れることとしております。（4月26日14時30分第23報により発表）

このたび、転学を受け入れることとなった生徒の保護者に対し、下記のとおり経済的負担の軽減を図ることとしましたので、お知らせします。

記

1 授業料及び通信教育受講料の免除

被災生徒の保護者からの申請により、「東京都立学校の授業料等徴収条例」第5条等に基づき、授業料及び通信教育受講料を免除する。

2 東京都立高等学校等被災生徒支援給付金の給付

都立高等学校等に転学した生徒について、教育活動にかかる経費の一部（別表1参照）を給付する。

3 東京都立特別支援学校被災児童・生徒等受入支援事業補助金の補助

都立特別支援学校に転入学した者について、教育活動にかかる経費の一部（別表2参照）を補助する。

問合せ先

教育庁都立学校教育部高等学校教育課

電話（直通）03（5320）6744

教育庁都立学校教育部特別支援教育課

電話（直通）03（5320）6754